

資料 20 - 2

郵便約款の変更の認可(過払料金の現金による返還  
の条件の変更)

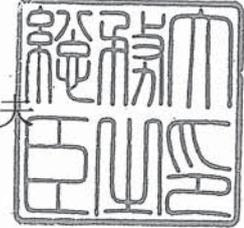
(諮問第1062号)



諮問第1062号  
平成24年2月28日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 高橋 温 殿

総務大臣 川端 達夫



### 諮 問 書

郵便事業株式会社代表取締役社長 鍋倉 眞一から、別添のとおり、郵便法（昭和22年法律第165号）第68条第1項の規定に基づく郵便約款の変更の認可申請があった。

これについて審査した結果は、別紙のとおりであり、同条第2項各号の規定及び郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第26条各号の規定に適合したものと認められる。よって、同法第68条第1項の認可をすることといたしたい。

上記について、同法第73条第1号の規定に基づき諮問する。

## 審査結果

審査基準	審査結果	理由
<p>【郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号。以下「施行規則」という。）第 26 条】</p> <p>会社は、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。）第 68 条第 1 項の規定により郵便約款の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 郵便約款（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。）</li> <li>二 実施予定期日</li> <li>三 変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由</li> </ul>	適	郵便事業株式会社から提出された認可申請書には、施行規則第 26 条に定める事項が記載されていることから、認可申請書として適当なものと認められる。
<p>【法第 68 条第 2 項第 1 号】</p> <p>1 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること</p>		
<p>イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項</p>	—	変更なし
<p>ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項</p>	—	変更なし
<p>ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項</p>	適	郵便に関する料金の収受に関する事項のうち、過払料金の現金による返還の条件について、過払額が会社が別に定める額以上であるときは、現金による返還を認めないこととする変更であり、過払料金の返還の条件が適正かつ明確に定められていることから、適当と認められる。
<p>ニ その他会社の責任に関する事項</p>	—	変更なし

<p>【法第 68 条第 2 項第 2 号】 2 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p>	<p>適</p>	<p>変更申請の内容には、特定の者に対し不当な差別的取扱いをする規定は存在しないことから、適当であると認められる。</p>
--	----------	---

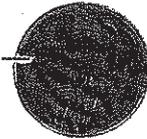


郵 事 第 6 0 4 号  
平成 2 3 年 1 2 月 2 2 日

総務大臣  
川端 達夫 様

郵便事業株式会社  
代表取締役社長

鍋倉 眞一



郵便約款の変更認可申請書

郵便法（昭和 2 2 年法律第 1 6 5 号）第 6 8 条第 1 項の規定に基づき、内国郵便約款及び国際郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

1 内国郵便約款及び国際郵便約款  
別添新旧対照表のとおり。

2 実施予定期日  
平成 2 4 年 2 月 2 9 日

3 変更を必要とする理由

正規の料金額を超える額の料金を郵便切手により支払った郵便物について、現金による料金返還を請求するといった郵便切手の現金化を企図したと認められる事例が多数発生していることから、利用の公平の観点を踏まえ、過払料金の現金による返還に関する制限を設けるため。

## 内国郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正												
<p>(料金の返還)</p> <p>第67条 既に支払われた郵便に関する料金は、次に掲げるものであって、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内において、これを支払った者からの請求があった場合に、これを返還します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 別</th> <th style="width: 80%;">請求期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 過払の料金</td> <td>その料金を支払った日から1年</td> </tr> <tr> <td>2～9 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の請求があった料金は、現金又は郵便切手若しくは郵便葉書でこれを返還します。この場合において、現金は、当社が別に定める方法により返還するものとします。</p>	区 別	請求期間	1 過払の料金	その料金を支払った日から1年	2～9 (略)	(略)	<p>(料金の返還)</p> <p>第67条 既に支払われた郵便に関する料金は、次に掲げるものであって、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内において、これを支払った者からの請求があった場合に、これを返還します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 別</th> <th style="width: 80%;">請求期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 過払の料金</td> <td>その料金を支払った日から1年</td> </tr> <tr> <td>2～9 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の請求があった料金は、現金又は郵便切手若しくは郵便葉書でこれを返還します。この場合において、現金は、当社が別に定める方法により返還するものとします。</p> <p><u>4 前項の場合において、第1項の表中1の料金が郵便切手により支払われたものである場合であつて、当社が別に定める額以上であるときは、前項の規定にかかわらず、郵便切手又は郵便葉書でこれを返還します。</u></p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;"><u>附 則 (平成※※年※※月※※日 郵郵事第※※号)</u></p> <p style="text-align: center;">この改正規定は、平成24年2月29日から実施します。</p>	区 別	請求期間	1 過払の料金	その料金を支払った日から1年	2～9 (略)	(略)
区 別	請求期間												
1 過払の料金	その料金を支払った日から1年												
2～9 (略)	(略)												
区 別	請求期間												
1 過払の料金	その料金を支払った日から1年												
2～9 (略)	(略)												

## 国際郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正																		
<p>(料金の返還)</p> <p>第49条 既に支払われた国際郵便に関する料金は、次に掲げるものであって、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内において、これを支払った者（7の場合において受取人に損害賠償するものにあつては、受取人）からの請求があつた場合に、これを返還します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">区 別</th> <th style="width: 33%;">返還される料金</th> <th style="width: 33%;">請求期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 料金が過払の場合</td> <td>過払の料金</td> <td>料金を支払った日から1年</td> </tr> <tr> <td>2～11 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の請求のあつた料金は、現金又は郵便切手、当社が発行する郵便葉書、国際郵便葉書若しくは航空書簡でこれを返還します。この場合において、現金は、当社が別に定める方法により返還するものとします。</p>	区 別	返還される料金	請求期間	1 料金が過払の場合	過払の料金	料金を支払った日から1年	2～11 (略)	(略)	(略)	<p>(料金の返還)</p> <p>第49条 既に支払われた国際郵便に関する料金は、次に掲げるものであって、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内において、これを支払った者（7の場合において受取人に損害賠償するものにあつては、受取人）からの請求があつた場合に、これを返還します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">区 別</th> <th style="width: 33%;">返還される料金</th> <th style="width: 33%;">請求期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 料金が過払の場合</td> <td>過払の料金</td> <td>料金を支払った日から1年</td> </tr> <tr> <td>2～11 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の請求のあつた料金は、現金又は郵便切手、<u>内国郵便約款第21条（当社が発行する郵便葉書の規格及び様式）の規定により当社が発行する郵便葉書（次項において単に「郵便葉書」といいます。）</u>、国際郵便葉書若しくは航空書簡でこれを返還します。この場合において、現金は、当社が別に定める方法により返還するものとします。</p> <p>4 <u>前項の場合において、第1項の表中1の料金が郵便切手により支払われたものである場合であつて、当社が別に定める額以上であるときは、前項の規定にかかわらず、郵便切手、郵便葉書、国際郵便葉書又は航空書簡でこれを返還します。</u></p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;"><u>附 則（平成※※年※※月※※日 郵郵事第※※号）</u></p> <p style="text-align: center;">この改正規定は、平成24年2月29日から実施します。</p>	区 別	返還される料金	請求期間	1 料金が過払の場合	過払の料金	料金を支払った日から1年	2～11 (略)	(略)	(略)
区 別	返還される料金	請求期間																	
1 料金が過払の場合	過払の料金	料金を支払った日から1年																	
2～11 (略)	(略)	(略)																	
区 別	返還される料金	請求期間																	
1 料金が過払の場合	過払の料金	料金を支払った日から1年																	
2～11 (略)	(略)	(略)																	

郵便約款の変更の認可申請の概要及び審査結果  
(過払料金の現金による返還の条件の変更について)

平成24年2月28日

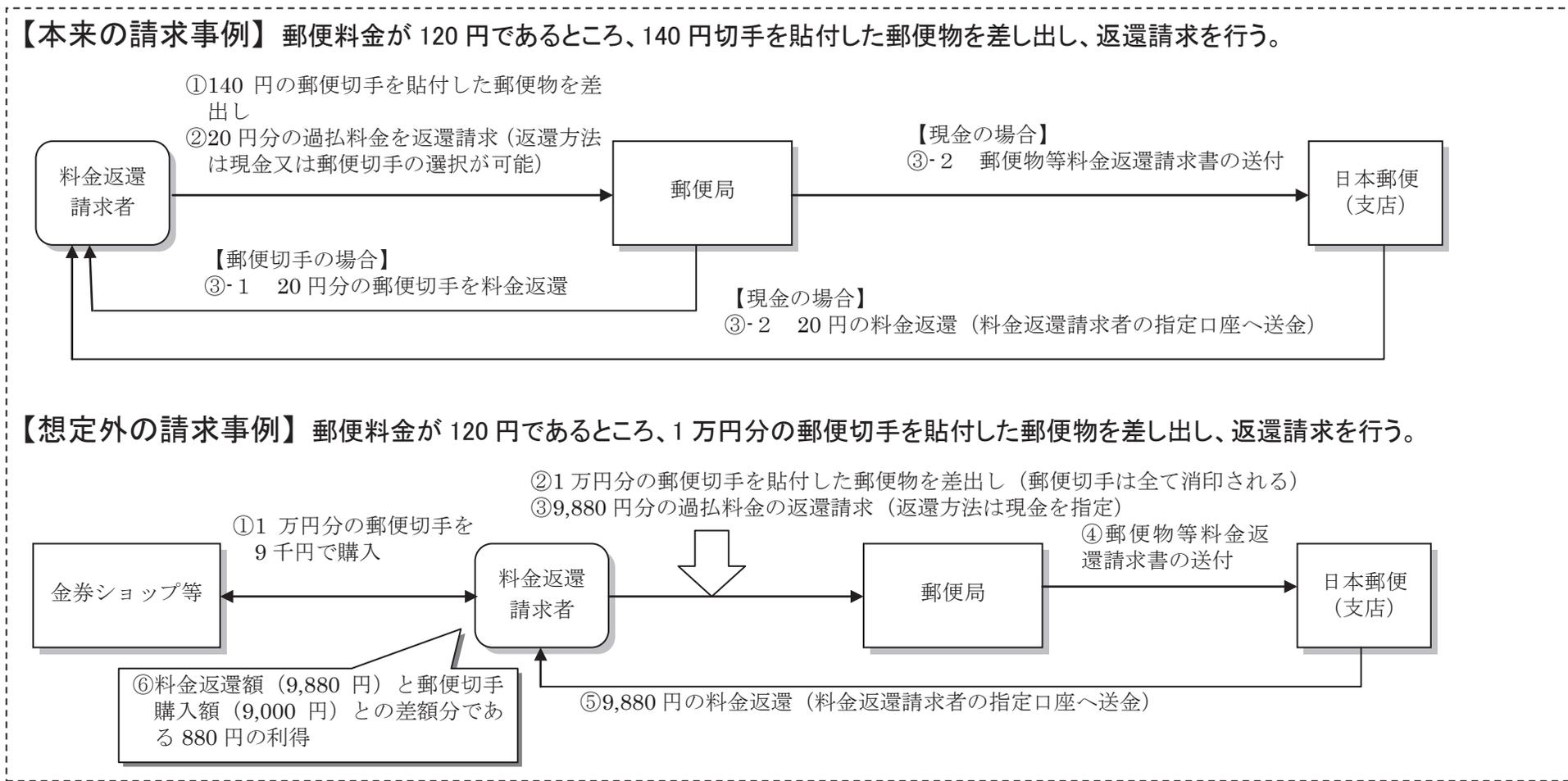
総務省

# 1 申請の背景

## (1) 過払料金の返還の取扱状況

正規の料金額を超える額の郵便切手が貼付された郵便物が差し出された場合、その過払料金は、差出人の請求により、現金・郵便切手・郵便葉書（国際郵便の場合は、現金・郵便切手・郵便葉書・国際郵便葉書・航空書簡）のいずれかにより返還されることとなる（内国郵便約款第 67 条及び国際郵便約款第 49 条）。

この制度に関し、近時、郵便切手の現金化を企図したと認められる想定外の請求事例が多数発生。



## (2) 想定外の請求事例に関する問題点

- ① 郵便事業(株)は郵便切手の買戻し(現金化)は行わないこととしている(注1)が、過払料金の返還制度により郵便切手の買戻しが事実上可能となり、利用の公平の観点から問題。
- ② 過払料金の返還請求の手続に関し、窓口において他の利用者を待たせること、会社の事務負担が増加すること等の支障が発生。(注2)

注1 郵便切手の買戻し(現金化)を行わない理由は次のとおり。

ア 郵便切手には有効期間がなく、いつでもどこでも郵便料金の支払に使用できること

イ 小型で意匠も複雑であるため、郵便局の窓口で未使用のものであるか把握することが事実上困難な場合が多いこと

ウ 買戻制度を設けると本来の使用目的以外の送金手段として利用されるおそれがあること

注2 本件1件当たりの所要時間

窓口において請求者との対応平均所要時間39分、その後の証拠書類の送付、整理等にかかる時間49分。合計88分(郵便事業(株)によるサンプル調査)。

(参考)

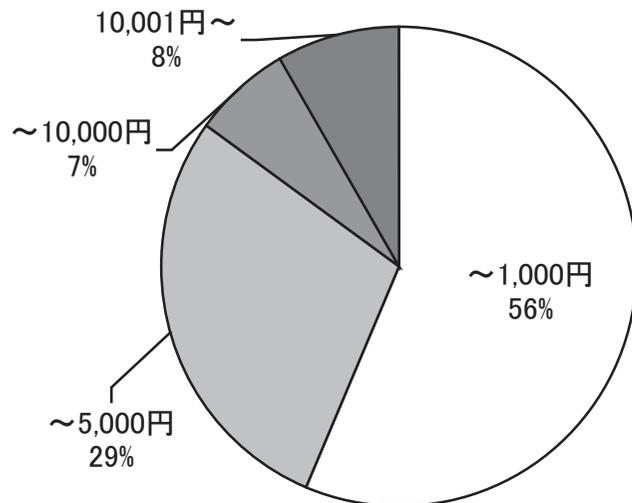
### 現金による返還請求の件数・金額

平成 23 年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	4 月-12 月
件 数 (件) ※	13	34	23	33	32	40	26	29	24	254
金 額 (円)	152,649	101,114	330,627	409,892	1,556,053	3,429,907	3,047,592	1,460,519	193,519	10,681,872
1 件当たりの平均 (円)	11,742	2,974	14,375	12,421	48,627	85,748	117,215	50,363	8,063	42,055
【参考】										
平成 22 年度										
件 数 (件) ※	11	20	19	39	35	42	29	31	26	252
1 件当たりの平均 (円)	1,677	48,744	4,744	5,266	1,845	9,622	1,225	8,413	3,037	8,463

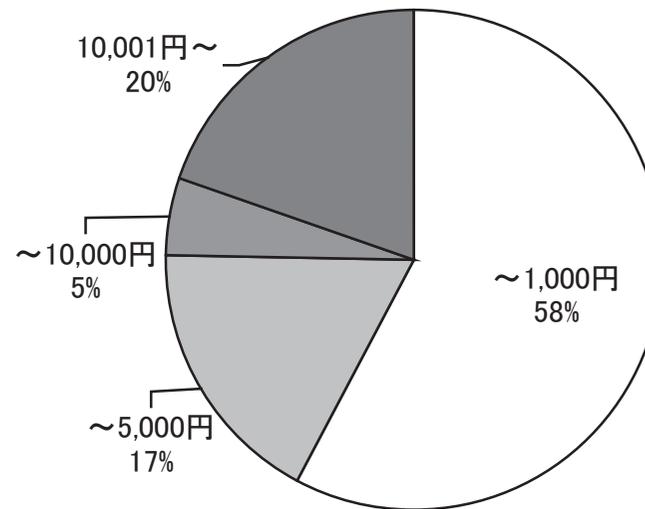
※ 複数の郵便物について 1 枚の請求書により返還請求した場合は、1 件として計算（1 件の請求として 24 通の郵便物に係る返還請求があった事例も存在）。

### 金額別の請求件数の割合

平成 22 年 4 月～12 月（累計）



平成 23 年 4 月～12 月（累計）



## 2 申請の概要

### (1) 内国郵便約款等の変更

- 郵便切手による料金支払に関する過払料金の返還について、過払額が会社が別に定める額（1,000円を予定(注)）以上であるときは、現金による返還は行わない。

(注) 郵便切手の現金化を企図しない一般利用者が、郵便料金相当額の郵便切手を持ち合わせていないためにやむなく当該料金額を上回る額の郵便切手を貼付したものについては、従来とおり現金による返還を可能とすることが適当であるため、郵便切手の最高額である1,000円と定める予定。

#### ① 内国郵便約款（第67条）

現行	改正概要
過払の郵便料金は、1年以内にその料金を支払った者からの請求があった場合に、現金又は郵便切手若しくは郵便葉書で返還する。	過払の郵便料金は、1年以内にその料金を支払った者からの請求があった場合に、現金又は郵便切手若しくは郵便葉書で返還する。 <u>ただし、郵便切手で料金が支払われた場合であって、過払額が会社が別に定める額以上であるときは、上記にかかわらず、郵便切手又は郵便葉書で返還する。</u>

#### ② 国際郵便約款（第49条）

現行	改正概要
過払の郵便料金は、1年以内にその料金を支払った者からの請求があった場合に、現金又は郵便切手、郵便葉書、国際郵便葉書若しくは航空書簡で返還する。	過払の郵便料金は、1年以内にその料金を支払った者からの請求があった場合に、現金又は郵便切手、郵便葉書、国際郵便葉書若しくは航空書簡で返還する。 <u>ただし、郵便切手で料金が支払われた場合であって、過払額が会社が別に定める額以上であるときは、上記にかかわらず、郵便切手、郵便葉書、国際郵便葉書又は航空書簡で返還する。</u>

### (2) 実施予定日

平成24年2月29日（水）

### 3 審査結果

申請された郵便約款の変更については、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。）第 68 条第 2 項各号の規定及び郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号。以下「施行規則」という。）第 26 条各号の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理 由
<p>【施行規則第 26 条】</p> <p>会社は、法第 68 条第 1 項の規定により郵便約款の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 郵便約款（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。）</li><li>二 実施予定期日</li><li>三 変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由</li></ul>	適	郵便事業株式会社から提出された認可申請書には、施行規則第 26 条に定める事項が記載されていることから、認可申請書として適当なものと認められる。

審査基準	審査結果	理 由
<p>【法第 68 条第 2 項第 1 号】</p> <p>1 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること</p> <p>イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項</p> <p>ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項</p> <p>ハ 郵便に関する料金の收受に関する事項</p> <p>ニ その他会社の責任に関する事項</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>適</p> <p>—</p>	<p>変更なし</p> <p>変更なし</p> <p>郵便に関する料金の收受に関する事項のうち、過払料金の現金による返還の条件について、過払額が会社が別に定める額以上であるときは、現金による返還を認めないこととする変更であり、過払料金の返還の条件が適正かつ明確に定められていることから、適当と認められる。</p> <p>変更なし</p>
<p>【法第 68 条第 2 項第 2 号】</p> <p>2 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p>	<p>適</p>	<p>変更申請の内容には、特定の者に対し不当な差別的取扱いをする規定は存在しないことから、適当であると認められる。</p>

## (参考1)

### ●郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）（抜粋）

（郵便約款）

第六十八条 会社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項

ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項

ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項

ニ その他会社の責任に関する事項

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（審議会等への諮問）

第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和三十二年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 第六十七条第二項第三号又は第七十条第三項第二号から第四号までの総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

三 第七十一条の規定による命令をしようとするとき。

### ●郵便法第七十三条の審議会等を定める政令（平成十五年政令第八十三号）（抜粋）

郵便法第七十三条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

### ●郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）（抜粋）

（郵便約款の認可申請）

第二十六条 会社は、法第六十八条第一項の規定により郵便約款の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

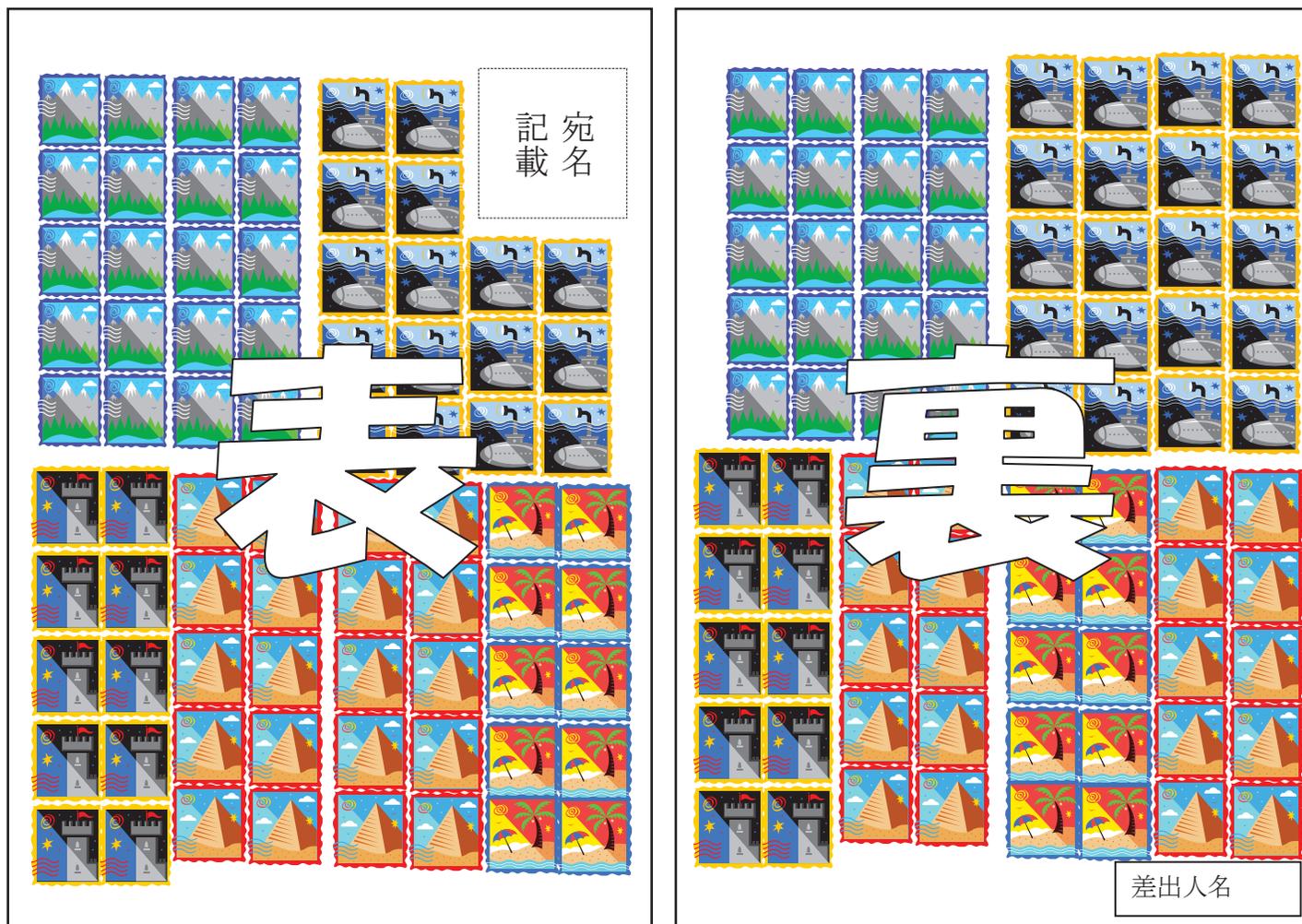
一 郵便約款（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。）

二 実施予定期日

三 変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由

(参考2)

正規料金 120 円のところ、12,480 円分の郵便切手 (80 円切手 156 枚) を貼付して差し出す例 (過払料金 12,360 円)



(参考) 郵便物の基本料金 (主なもの)

定形郵便物	25g 以内 : 80 円	50g 以内 : 90 円		
定形外郵便物	50g 以内 : 120 円	100g 以内 : 140 円	150g 以内 : 200 円	250g 以内 : 240 円
	500g 以内 : 390 円	1kg 以内 : 580 円	2kg 以内 : 850 円	4kg 以内 : 1,150 円